

大阪市立川北小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校教育目標「自主性を養い、社会性を高め、創造性を伸ばし、心身の健全な発達を図る。」の達成をめざし、「川北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり
- (2) 未然防止・早期発見
- (3) 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立

基本的な生活習慣の確立に向け、挨拶指導・清掃指導・礼儀作法指導・時間厳守指導・服装指導等、社会人として必要な道徳意識を身に付けさせる。

② 「わかる授業」への工夫改善

学力の基礎基本の確立に向け、教員相互公開授業・研究授業・研究協議会、電子黒板やタブレットの活用等、授業力の向上をめざす。

③ 指導力の向上

教員の指導スキルの向上として、OJTの活用・研究協議会・校内研修会等、教員の指導力の向上をめざす。

(2) 自己有用感を高める

キャリア教育を柱とした体験学習や人権教育・道徳教育・児童会活動・委員会活動等を積極的に活用し、児童一人一人が活躍することができる場所を作り出すとともに、

友だちや教職員と関わり、人との繋がりを感じることでできる集団やお互いを認め、誉めあう集団の育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

道徳教育や人権教育を柱として児童会活動・学級活動の充実を図り、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感させるとともに、「いじめ」や「情報モラル」について児童同士で考え、実践することを主体的に行わせる。

4. いじめの早期発見に向けての具体的な取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・日常的な相談活動を実施する。
- ・学期ごとに定期的な相談週間を設定する。
- ・学年会、部会、職員会議等で情報の共有を行う。
- ・指導記録をつけ、交友関係等、把握する。
- ・定期・不定期のアンケート調査を実施し活用する。
- ・スクールカウンセラーと積極的に情報交換する。
- ・いじめ相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決に向けての具体的な取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・いじめ防止委員会を組織し、組織として解決にあたる。
- ・迅速な被害児童の保護を行い、加害児童への指導を行う。
- ・保護者を交えた、解決に向けた話し合いを持つ。
- ・こども相談センター、警察等、関係機関との連携をとる。
- ・ネット関係のいじめに対しては、『サイバーネットワーク』を活用する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ防止委員会構成メンバー

管理職・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭等

※ 事案に応じて、学級担任等を加える。

② 活動内容

- ・いじめアンケート調査
- ・いじめ研修会の実施

- ・いじめ問題の集約と分析
- ・指導体制の確立
- ・関係諸機関との連携
- ・保護者、地域との連携
- ③ 開催時期や回数
 - ・定例会議を各学期 2 回開催
 - ・臨時会議は、適宜開催
- ④ 校内研修会
 - ・各学期に 1 回実施
 - 管理職研修、講師依頼しての研修等

【年間計画】

- ア. 児童対象いじめアンケート調査 年 3 回 (6 月・11 月・2 月)
- イ. 保護者対象非違行為アンケート調査 年 2 回 (7 月・12 月)
- ウ. 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年 3 回 (6 月・11 月・2 月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ・学校協議会への提案・協力体制の確立
- ・委員会、地域諸団体や関連機関への協力要請

(3) 取組内容の検証

- ・P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
- ・取組評価アンケートの実施等、
- ・未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法の検討会

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

